

2020年5月11日

2020年新型コロナウイルス感染拡大に伴う
お客さまに対するガスならびに電気料金の特別措置について

松栄ガス株式会社

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

3月14日に新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正案が施行されたことに伴い、松栄ガス株式会社は経済産業省よりガス料金等に関する特別措置について要請を受けました。これを受け、当社は生活に影響を受けているお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記のとおりガス料金等の特別措置を講じることといたします。

なお、当社はガス料金等の特別措置にあたり4月28日に関東経済産業局長に「託送供給約款以外の供給条件」の実施を申請し、認可を受けました。

記

1. 適用対象

- (1) 当社とガスまたは電気を契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」および「総合支援資金」※1の貸付がされようとしているお客さま
- (2) 他ガス小売事業者と契約しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」および「総合支援資金」※1の貸付がされようとしているお客さまに対して当社供給区域にてガスの供給を行う託送供給依頼業者

※1 緊急小口資金および総合支援資金については、厚生労働省「生活福祉資金貸付制度」をご確認ください。

2. 特別措置の内容

(1) お客さまへの対応

- ① ガス料金（ガス料金と合算して請求する電気料金も含む）

2月※2、3月、4月および5月検針分のガス料金の支払期限※3を1か月延長いたします。

(2) 託送供給依頼者への対応

生活に影響を受けているお客さまにかかる2月※2、3月、4月および5月検針分の託送供給料金の支払期限を1か月延長いたします。

※2 支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。

※3 ガス単独およびガス・電気両方をご使用のお客さまについては、ガスの検針日の翌日から起算して31日目。

3. 特別措置の申込方法

特別措置の適用のご相談、お申し込みについては以下窓口までご連絡ください。

お問い合わせ窓口 松栄ガス株式会社 総務部 企画総務グループ

電話 0493-23-7151 ※月曜日～金曜日 9:00～17:00

以上